

第 9 次 3 ヶ年計画

I 第 8 次 5 ヶ年計画の総括（令和 2 年度～令和 6 年度）

当学園は昭和 59 年 2 月に学校法人の認可を受けて以来、学校運営について 5 年毎の事業の目標を設定し、諸施策を実施している。令和 2 年度からの第 8 次 5 ヶ年計画では、関係諸方面からの助言、提言を受けて、概ね計画の達成をみる事ができた。

1. 学校法人長野県理容美容学園のおかれている状況を客観的に捉え、安定した経営を継続するため教職員との連携を強化しつつ、今何が必要か判断し、適時に実行できる取り組みができた。
2. 新型コロナウイルス感染予防対策については、令和 2 年 4 月から令和 5 年 5 月に 5 類感染症とされるまでの間、両校共に行政からの指示に従って感染対策を重視した学校運営ができた。以降も自主的な感染予防対策を実施している。
3. 令和 3 年 4 月に着工した、長野理容美容専門学校の新校舎については、長野朝日八十二ビルを仮設校舎として移転し、令和 4 年 3 月、1 年間の工期を経て計画通り竣工し、新年度の運用に供することができた。
4. 松本理容美容専門学校にて、5 か年計画として進められたエアコン取り換え工事は令和 3 年度に計画通り完了した。男女トイレの洋式化工事、照明の LED 化工事も計画通り完了した。
5. コロナ禍により延期を余儀なくされたビューティコレクションは、令和 5 年度に「ビューティコレクション 2023」として、両校教職員による協力体制のもと、無事に開催することができた。
6. 美容科、理容科、ビューティビジネス科では、全国規模の各種コンテストにおいて毎年優秀な結果を出し続けることで、両校の学修成果を広く告知することにつながった。
7. 令和 2 年度より文科省による「給付型修学支援」制度により、現状毎年 3 割前後の在校生が支援対象者となっている。コロナ禍においては「学びの保障」に繋がる有効的な経済支援制度として機能した。
8. 令和 6 年度 4 月より、美容科通信制理容修得者課程の受け入れを開始した。今後、理容科への入学動機と理容科卒業生によるダブルライセンスの取得機会に繋げていく。
9. 令和 7 年度施行となる私立学校法の改正（寄附行為）について、留意点を注視しながら進めている。

Ⅱ 第9次3ヶ年計画策定にあたって（2025年度～2027年度）

第9次計画の策定より3ヶ年計画として期間を短縮する。社会情勢の急激な変化に伴い5ヶ年の期間を3ヶ年とすることで、より迅速な課題把握と対応が可能となる。よって、学園が平成24年度より「自己点検・自己評価」として継続的に実施してきた、公的な「学校評価基準」に沿って、第9次3ヶ年画を策定した。

「自己点検・自己評価」では、「学校評価基準」を基として、年2回となる「自己評価委員会」・「学校関係者評価委員会」・「教育課程編成委員会」を行っている。委員会ごと議事録が作成され、各委員会では議事内容が共有されている。尚、各委員会の構成員の条件は、教育に関連した有識者、卒業生、理美容業界関係者である。

社会情勢の現状として、少子高齢化に伴う18歳人口の減少に歯止めは掛からず、今後も減少傾向は続いていく。労働市場においても、若者の働き手不足の傾向が同時に続いている。それに伴い若者の職業に対する意識にも変化が見られる。就職した会社に定年まで勤めるという意識から、個人のスキルアップを目的とした転職に関する意識が変わりつつある。よって、国の骨太方針としても「リ・スキリング」「学び直し」「学びの保障」及び高等教育無償化といった教育に関する政策が順次推進されている。

県内唯一となるビューティ系専門学校として、長野校新築により両校の校舎を含めた施設設備の充実した環境を整えることができた。今後も、入学生確保が最重要となる課題である。最も効果的な対策は、県外流出に歯止めを掛けることである。しかしながらこの課題に対して、決定的な対策が見つかり難いのも現実である。現在まで築き上げてきた、2校の強みをさらに強化しつつ、取り組むべき重要課題を明確にすることで、解決策を迅速に講じていく姿勢が求められる。

具体策として、中高校生を視野に入れた広報活動をより充実させ、社会人を対象とした入学機会も視野に入れていく。特に入学生の多くに理美容サロンで受けた、接客体験が入学動機となる傾向が見られる。学園としては、「支援サロン」との連携を図り、両校卒業生であることのメリットと共に、地元進学・地元就職のメリットを周知していく。また、高校の昼間課程減少とは対照的に、通信課程の増加傾向が見られる。今後の動向を注視して、県内高校からの情報収集を強化していく。また、都会から地方への進学という状況も、地方創生への政府政策を見落とすことなく対応していく。

充実した教育内容を維持していくためにも、両校において新たな教職員となる人財確保は急務である。また、教職員の指導力として、多様な入学生に対して「学修保障」を意識した、今まで以上のスキルアップが求められる。

令和7年4月の私立学校法の改正施行に伴う、寄付行為の変更事項等に関して関係部署への周知と理解を深め、学園としての体制を整える。

以上、第9次3ヶ年計画を役員はもとより、教職員全員が共通認識をもって推進する。

Ⅲ. 具体的な課題として < 学校評価基準 >

1. 教育理念・目的・育成人材像等

- ・学園として掲げる理念の共有
- ・第9期3ヶ年計画の共通認識と推進

2. 学校運営

- ・「学修保障」に繋がる人材確保
- ・情報システム化による業務の効率化

3. 教育活動

- ・時代を捉えた魅力あるカリキュラムの編成
- ・卒業生が関わる実習授業の充実
- ・教職員への研修機会の充実
- ・時間時数制から単位制への体制整備

4. 学修成果

- ・「学修保障」を意識した取り組み
- ・免許、資格取得率の向上
- ・休学者、退学者を防ぐ取り組み
- ・全国規模となるコンテスト参加への取り組み

5. 学生支援

- ・行政による「学びの保障」等に関する情報収集
- ・「健康管理」「衛生管理」に関する意識喚起

6. 教育環境

- ・校舎、校内設備の維持管理
- ・防火、防災への意識喚起
- ・充実感のある学校行事の改善

7. 学生の募集と受け入れ

- ・オープンキャンパス内容の充実
- ・県内高校へ入学生確保にむけた働きかけ
- ・「学校支援サロン」へ入学生確保にむけた働きかけ
- ・HP、SNS を活用した広報の充実
- ・社会人向けとなる「学び直し」に関する体制整備
- ・公共メディアを活用した広報活動

8. 財務

- ・中期的な財務の安定化
- ・明瞭かつ効率的な予算および収支計画
- ・学校法人会計基準の遵守
- ・独立性を確保した監事監査体制

9. 法令等の遵守と個人情報の保護

- ・法令、設置基準等の遵守と適正な運営
- ・セキュリティに関する体制整備
- ・自己点検、自己評価による課題の解決
- ・個人情報保護に関する規程の遵守

10. 情報の公表

- ・財務情報及び役員等の報酬の基準等、寄付行為に定めた情報の積極的な公表

11. 社会貢献

- ・学校施設、人材を活用した社会貢献
- ・学生ボランティアへの支援

IV. 2024年度（令和6年度）の現状から取り組むべき、具体的な課題

1. 2025年度入学生及び在校生に対する、「多子世帯支援」に関する対応
 - ・文部科学省からの「こども3人以上」・「高等教育機関在籍」を条件とする世帯への授業料(70万円)・入学金(26万円)の支援
2. 両校における「理容学科」と「美容学科」、そして「ビューティビジネス学科」の相互連携に関する体制の整備（検討会の立ち上げ）
3. 県内通信制高校との連携を視野に入れた、体制の整備（検討会の立ち上げ）